

別表1 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			建物	家庭用財産	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		%	%	被害建物の残存部分に補修を加えても、再び建物として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の70%以上である場合
	半壊		50	50	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	建物の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。</li> <li>「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。</li> <li>「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。</li> </ul>
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床下		15 (0)	—		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえて適用します。

別表2 地域別・構造別の工事費用表（1㎡あたり）

	木造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造		木造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円
北海道	179	295	184	225	滋賀	163	129	228	227
青森	166	198	239	226	京都	173	239	253	262
岩手	177	220	257	206	大阪	160	217	241	229
宮城	172	245	250	222	兵庫	166	245	247	235
秋田	168	—	225	202	奈良	163	145	248	219
山形	171	21	232	155	和歌山	161	233	207	243
福島	174	208	266	225	鳥取	179	29	183	213
茨城	168	302	249	222	島根	176	—	212	197
栃木	169	36	217	219	岡山	180	120	215	228
群馬	168	182	250	225	広島	170	241	225	239
埼玉	163	265	258	248	山口	179	—	226	236
千葉	168	220	246	244	徳島	167	236	186	198
東京	177	390	318	293	香川	179	—	216	206
神奈川	166	316	274	268	愛媛	171	333	182	218
新潟	179	314	245	216	高知	179	—	205	225
富山	178	154	187	220	福岡	164	211	218	222
石川	174	338	183	241	佐賀	163	177	193	193
福井	171	—	219	247	長崎	169	254	217	187
山梨	183	—	268	226	熊本	171	201	209	217
長野	189	283	275	233	大分	163	134	181	224
岐阜	170	211	190	250	宮崎	160	186	218	195
静岡	178	—	230	248	鹿児島	168	182	206	222
愛知	175	232	242	246	沖縄	179	209	216	241
三重	185	—	231	242	全国平均	171	252	254	243

(注) 上記の表のうち、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合又は値が存在しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用を適用することができます。

### 別表3 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫 婦	独 身
歳 ～ 29	万円 500	万円 300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円を加算し、子供(年齢18歳未満)1名につき80万円を加算します。

### 参考(償却費相当額について)

「償却費相当額」は、①業務用資産の場合は、事業所得や不動産所得の計算上必要経費に算入される償却費の累積額とし、②非業務用資産の場合は、「所得税法施行令第85条《非事業用資産の減価の額の計算》」の規定に準じて計算した金額とします。

なお、非業務用資産の償却率は、法定耐用年数に1.5を乗じた年数(1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。)に対応する旧定額法の償却率になります。

#### 【例】建物の場合

#### 《非業務用建物(居住用)の計算方法》

$$\text{建物の取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数}^{\ast 1} = \text{償却費相当額}^{\ast 2}$$

※1 「経過年数」の6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てます。

※2 建物の取得価額の95%を限度とします。

#### 《非業務用建物(居住用)の償却率》

区分	木造	木 骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	鉄骨造	
				金属造① <sup>※3</sup>	金属造② <sup>※4</sup>
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

※3 「金属造①」・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物

※4 「金属造②」・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

### ご 案 内

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお尋ねください(住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。)
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約(事前予約制)していただくこととさせていただきますので、ご協力をお願いします。